

別紙3

浪江町役場庁舎 ZEB 化改修事業 工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (浪江町役場庁舎 ZEB 化改修事業 (工事監理業務))

2. 対象施設の概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、次のとおりとする。

(1) 対象施設名称 (浪江町役場本庁舎)

(2) 敷地の場所 (福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2)

(3) 施設用途 (庁舎)

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 号 第 類とする。

(4) 全体計画予定額 (-) 千円

(5) 延べ面積 (7,693.264) m²

- ・ 庁舎棟 : 6,036.994 m² 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 車庫・倉庫棟 : 771.000 m² 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 車庫棟(1) : 261.510 m² 鉄骨造 平屋
- ・ 車庫棟(2) : 623.760 m² 鉄骨造 平屋

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「・」印がついたものを適用する。

「・」印の付かない場合は「※」印を適用する。「・」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 対象工事の概要

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は以下のとおりとする。

- ・ 工事名：浪江町役場庁舎 ZEB 化改修事業

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築・設備工事監理業務委託共通仕様書」（福島県土木部制定）（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

なお、本業務に係る対象工事は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（レジリエンス強化型 ZEB 実証事業）」を活用し実施するものであることから、事業全体が補助金交付要件を充足する仕立てとなることを念頭に業務を遂行するものとする。

※主な工事監理業務の項目及び発注者と受注者の業務分担を別表-1 に示す

一 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

- (i) 工事監理方針の説明
- (ii) 工事監理方法変更の場合の協議

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

- (i) 設計図書の内容の把握
- (ii) 質疑書の検討

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

(i) 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

※ 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(6) 業務報告書等の提出

二 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

(2) 計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

- (i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
 - (ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等
 - (iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
- (4) 関係機関の検査の立会い等

三 その他の業務

その他の業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

- ・ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の受注者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて対象工事の受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

- ・ 完成図の確認

- 1) 設計図書の定めにより対象工事の受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。
- 2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、対象工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

- ・ Nearly ZEB の認証基準の確認

一般業務における設計図書の内容の把握等時において、設計照査を行い Nearly ZEB の性能水準を満たしていることを確認する。また、エネルギー消費効率 (BEI) に影響を及ぼす機器及び施工方法等の変更が生じ設計の変更を行う場合は、変更後に Nearly ZEB の認証基準を維持できるのかを確認し、維持できない場合においては必要な措置を指示する。

2. 業務の実施

(1) 業務の着手

※ 契約締結後 14 日以内

- ・ その他特に定める場合 ()

(2) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、「建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定)」による。

a. 共通

- ・ 共通仕様書（土木工事編）（福島県土木部制定）
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（国土交通省住宅局監修）
- ・ 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会制定）
（適用工種・全工程・一部工種（JASS 工事））
- ・ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県土木部制定）
- ・ 福島県吹き付けアスベスト等改修工事共通仕様書（福島県土木部制定）

※対象工事の設計図書（b及びcに示されたものを除く。）

- ・ 福島県環境共生建築計画・設計指針（福島県土木部制定）
- ・ 福島県電子納品運用ガイドライン（案）（建築・設備設計業務委託編）
（福島県土木部制定）

b. 建 築

- ・ 建築関係工事共通仕様書（福島県土木部）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

c. 設 備

- ・ 建築関係工事共通仕様書（福島県土木部）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 県有施設建築設備耐震計画指針（福島県土木部制定）

・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

(3) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当技術を総称していう。

a. 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・国の補助事業を活用した設備導入事業の実績を有する者

b. 工事監理担当技術者

工事監理担当技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。工事監理担当技術者は管理技術者、実施設計業務における設計担当技術者を兼ねることができる。

- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による建築設備士
- ・上記のものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

c. 照査技術者の資格要件

実施設計の照査を担当する技術者のうち1名以上は、次の資格要件を有する者とする。

- ・建築士法による一級建築士
- ・建築士法による建築設備士
- ・上記のものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(4) 提出書類等

a. 次に掲げる書類等の提出場所（ 浪江町役場企画財政課 ）

提出書類等	部数
-------	----

① 提出書類

- | | |
|-----------|----|
| ※ 業務計画書 | 2部 |
| ※ 設計照査報告書 | 2部 |
| ※ 業務報告書 | 2部 |

②その他

監督員の指示による

③資料

監督員の指示による

(5) 打合せ及び記録

- a. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画に定める時期
 - 3) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
 - 4) その他 ()
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、対象工事の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(6) 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

a. 業務一般事項

- 1) 業務の目的
- 2) 業務計画書の適用範囲
- 3) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

b. 業務工程計画

「業務工程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、施工者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c. 業務体制

- 1) 受注者側の管理体制

受注者管理体制系統図 に必要事項を記載する。

- 2) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が施工者と施工状況の確認の為適切に連絡をとる方法について記載する。

- 3) 管理技術者等の経歴

管理技術者経歴書 、担当（技術）者名簿 に必要事項を記載する。

- 4) 業務フロー

監督員により指示された内容のフローとする。監督員より当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。

(7) 資料の貸与及び返却

※ 適用基準等のうち、貸与に※印及び○印のついたもの

貸与場所（ 浪江町役場企画財政課 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 浪江町役場企画財政課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

・守秘義務が求められる資料（ ）

(8) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し、監督員に提出し、検査に立会う。

(9) 検査

a. 業務完了届については、業務完了届に必要事項を記載する。

b. 業務報告書は、次の構成とする。

・月間業務計画表・月間業務実施表

請負者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、月間工事監理業務計画・報告書（案）のうち「予定」の欄に、必要事項を記載する。

・報告書

請負者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書 に請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、監督員からの指示内容が記載された委託業務指示書 、受注者と監督員とに間の協議内容が記載された委託業務協議書についても添付することとする。

・打合せ記録簿

監督員及び請負者等との打合せ結果について、打合せ記録簿 に必要事項を記載する。

・月報

工事監理業務月報に、主要な月間業務実施内容について、業務内容毎に簡潔に記載する。

別表-1 発注者と受注者との業務の分担

	業務項目		受注者	発注者
工事監理業務に係る業務	(1) 工事監理方針の説明等	i) 工事監理方針の説明	○	
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	○	
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	●	
		(ii) 質疑書の検討	○	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	○	
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	○	○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		○	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果の報告等		○		
(6) 工事監理報告書等の提出		○		
工事監理に係るその他の業務	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		○	○
	(2) 工程表の検討及び報告		○	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○	
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	○	○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		○	○
(6) 関係機関の検査の立会い		○		
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	○	○	
	(ii) 最終支払い請求の審査	○	○	

※「○」印の業務を担当する。

※受発注者双方に「○」印のあるものは、双方で行う。

※監理者が当該建築物の設計者である場合「●」印の業務は、業務負担が低減されるものとみなす。